

コンピュータの西暦 2000 年問題と情報サービス取引法制

新潟大学法学部 教授 鈴木 正朝

目次

第 1 章 西暦 2000 年問題の概要

- 1 西暦 2000 年問題とは
- 2 西暦 2000 年問題の背景
- 3 2000 年対応の方法
- 4 2000 年対応を阻害する要因
- 5 西暦 2000 年問題の主要論点

第 2 章 ベンダからみた西暦 2000 年問題と企業法務

- 1 西暦 2000 年問題とベンダ
- 2 ベンダの問題意識
 - 2.1 複合的原因と階層的取引構造
 - 2.2 法的紛争の現れ方(訴訟と不公正な取引方法)
 - 2.3 2000 年問題固有の論点
 - 2.4 産業政策、立法政策的対応

第 3 章 IT サービス契約に関する新たな契約類型の必要性

- 1 IT サービス契約法の立法化は必要か?
- 2 IT サービス契約の意義
- 3 IT サービス契約のデフォルト・ルールとモデル契約
- 4 IT サービス契約のモデル契約とその解説
- 5 新たな典型契約の必要性

第 1 章 西暦 2000 年問題の概要¹

(1996 年 5 月)

1 西暦 2000 年問題とは

1.1 定義

(1) 「西暦 2000 年問題」

西暦年を下 2 桁で表記していることに起因する情報システム上の誤処理、ならびに当該誤処理を直接の原因とする社会的な影響をいう。

(2) 「2000 年対応」

情報システムの「西暦 2000 年問題」に関する調査・診断、保守、テスト等の対応作業をいう。

(3) 「2 桁年数処理」

情報システムにおいて、西暦年を下 2 桁で表記し処理することをいう。

1.2 西暦 2000 年問題の概要

コンピュータ・システムの日付は、従来、YY/MM/DD (年/月/日) と「年」を下 2 桁で表記している。従って、西暦 2000 年以降の日付については「00」年、「01」年、「02」年・・・で処理することを要求することになり、多くのコンピュータは、2000 年代か 1900 年代かの判断ができなくなる。その結果、日付に係るソフトウェアやデータベース等を中心に誤処理が頻発し、情報システム全体が正常に機能しなくなる危険性がある。

1.3 西暦 2000 年問題の発生が予想される範囲

メインフレーム、オフコン、ワークステーション、パソコンなどあらゆるレベルのハードウェア、マイクロコードから OS、アプリケーションに至るソフトウェア、ファイルや

¹ 初出：鈴木正朝「西暦 2000 年問題の概要」 JISA 会報 No.43 ((社)情報サービス産業協会、1996. 9)

転載：鈴木正朝「西暦 2000 年問題の概要」 JASA Techno Board Vol.33 ((社)日本システムハウス協会、1996. 11)、鈴木正朝「特別企画 西暦 2000 年問題の概要」電波新聞 1996 年 12 月 19 日、22～24 面

データベース等で問題が生じる可能性がある。²

1.4 情報システム上の誤処理の具体例

1.4.1 過去に起きた誤処理

2000年の日付を要求するケースは、2000年1月1日以降とは限らない。例えば、金融業界などでは、30年間の利息や償還等をコンピュータによって計算している関係から、1970年代はじめにおいて、すでに「2桁年数問題」が発生している。このほかにも長期の保険、自動車ローン等、「将来の日付（先の日付）」が要求されるソフトウェアは社会に多数存在しており、一部においては問題が顕在化していた。

最近の例としては、有効期限5年間（2000年まで有効）の磁気カードが端末で認識できなくなり、カードの有効期限を4年間（1999年まで有効）に短縮して対応するといった事例等が報告されている。³

1.4.2 予想される誤処理

ハードやプログラム等環境によって異なり、まさにケース・バイ・ケースであるが、一般には2000年以降の日付を指定することによって、日付をキーとした大小比較や期間計算結果等で誤処理が発生することが予想されている。具体的には、請求明細や支払明細、利息計算、滞納処理等の誤処理、有効データの消失、日付の帳票印刷等での誤処理などが考えられる。

例えば、次のような問題が発生する。⁴

(1) 入力処理関係の誤処理

- ・日付が入力できなくなる。（例えば、「00」年と入力すると「過去日」や「未入力」もしくは「スペース」と判断され、入力不可となる。）
- ・2000年以降を範囲選択できなくなる。（例えば、日付をFROM～TOで範囲選択する場合、2000年を選択するとFROM>TOとなり入力エラーとなる。）
- ・正しく日付を認識してくれなくなる。（例えば、西暦に、例えば65以下の数字を入力すると和暦として認識される。データベースのファイルは4ケタ対応でも、入力が2ケタ対応の場合、自動的に「19」がセットされ、「00」年が「1900」年として認識される。最新のデータがデータベースの奥深くに格納されてしまう。）

² 十数年前につくられたレガシーシステムだけとは限らない。2桁年数処理であるならばクライアント・サーバー・システム等分散型システムやパソコンのシステムについても同様の問題が生じ得る。

³ カードの発行量、端末の設置台数等を考えた場合、情報化の進展した今日における2000年対応の費用は1970年代に比べ格段に増大している。また、多数の会社において同様の問題が発生した場合、社会に与える影響は計り知れない（社内問題から社会問題へ）。

⁴ (株) レスキュー2000の資料を参照。

- ・他社から送られてくる西暦データに自動的に「19」がセットされる。など。

(2) 出力処理関係の誤処理

- ・帳票出力処理で、西暦から和暦変換する際に、適切に変換されなくなる。（例えば、西暦2000年に平成88年と計算され「平成88年」と表記される。）
- ・他社に送るデータの日付に「19」をセットしてしまう。（例えば、2000年4月3日に納入するように注文したつもりでも、1900年4月3日でデータが送られてしまう。など

(3) 主処理関係の誤処理

- ・2000年代の新しいデータ（「00」年、「01」年、「02」年...）が1900年代の古いデータ（「69」年、「70」年...「99」年）以前のデータとして格納され、西暦順に正しく並ばない。
- ・日付（受注日、出荷日等）の処理順序に誤処理が発生する。ある日付以降に適用されるべき処理が2000年以降適用されなくなる。
- ・ある年以降のデータを抽出する場合、2000年以降のデータが漏れる。
- ・満期日を待つデータ処理で2000年になると即満期日となる。
- ・西暦→和暦、和暦→西暦の変換ロジックに誤処理が発生する。
- ・古いデータを削除する処理で2000年代のデータが消える。
- ・期間計算（経過日数計算、稼働日計算、年齢計算、金利計算等）のロジックに誤処理が発生する。
- ・閏年計算ロジックに誤処理が発生する（2000年は閏年だが、年下2桁で1900年と判断した場合、閏年にならない）。
- ・日付の年を人名コードや注文No等に使用している場合、コード体系にも影響が及ぶことがある。

など。

(4) その他の誤処理

- ・OS、言語プロセッサ、JCL、ジョブネット関係等の誤処理
- ・基幹業務外のシステムでの誤処理
- ・他社の2000年対応（4桁対応）によるデータ送受信の誤処理など。

その他、オフコン、ワークステーション、パソコン等ハード別、もしくはメーカーや機種別、OSのバージョン別、アプリケーション別等様々な類型ごとに2000年未対応による誤処理の例があるものと思われる。

1.5 社会的な影響

2000年対応を施していない情報システム（2000年未対応システム）を放置した場合、社会にどのような影響を与えるか。

2000年未対応システムが社会のどこにどの程度存在するかによって、その影響度は大きく異なる。最悪の場合は、情報基盤の機能の一部が滞ったり、中小企業の多くのシステムが停止するなど日本経済及び国民生活全般に影響が及ぶことが予想される。

1.5.1 産業社会全般への影響

ネットワーク化が急速に進展している今日、情報システムが1社ないし1部門に閉ざされていることはもはや稀であり、多くのユーザ間において頻繁にデータのやりとりが行われている。トラブルは1社内だけにとどまらず、産業界全体に波及することが予想される。

例えば、交通、物流、金融、通信など社会の基幹となる情報システムにおいて、2000年未対応によるトラブルが起きた場合は、人、物、金、情報の流れに少なからぬ影響を与えることになる。ことに大手企業の情報システムのトラブルは社内問題から社会問題へと発展することがあり得る。

1.5.2 行政情報システムへの影響

税金、戸籍、公共料金等行政関連の情報システムの一部に2000年に未対応のプログラムが残っていた場合、行政活動ないし公共サービスに影響を与えることも予想される。

1.5.3 中小企業経営への影響

中小企業においては、資金的事情等から多くの2000年未対応システムが放置されるのではないかと、という問題も指摘されている。中小企業といえどもシステムを止め、手作業に戻ることは事実上不可能であり、システムの停止は営業活動ないし経営に深刻な影響を与える。⁵

2000年対応は、基本的に情報システムの現状維持に過ぎず、ここでの情報化投資は経営効率の向上に直結しない。現在の経営環境下では、中小企業に過大な負担となることが十分に予想される。

また、日本経済全体から見た場合、景気回復への活力低下の要因となりかねない。

2 西暦2000年問題の背景

2.1 西暦2000年問題が発生した背景

西暦年下2桁処理のソフトウェアが作成されるようになった背景として、大きく次ぎの

⁵ 中小企業の場合は、メインフレームよりもオフコンやパソコンの2000年対応について問題になるものと思われる。

3点を挙げることができる。

なお、(社)日本情報システム・ユーザ協会(JUAS)、(社)日本電子工業振興協会(JEIDA)、(社)情報サービス産業協会(JISA)の3団体(以下「3団体」という)では、平成8年5月に同趣旨の統一メッセージを公表した。

2.1.1 欧米コンピュータ文化の継承

情報産業は、ハードウェア、ソフトウェアともに欧米文化の中で育成された背景がある。例えば、単位の表記において、メモリの大きさはM(メガ)、K(キロ)バイト、長さはインチ、通信速度はbps、処理速度はMIPS等が用いられている。特に日付については、MM/DD/YY形式等で表記したり、西暦年の下2桁で処理するのが一般的であった。西暦を「96」のような省略形で表示する欧米文化をコンピュータの世界に引き継いだものと思われる。日本はこうしたコンピュータ文化を継受してきた経緯がある。

2.1.2 プログラム言語の規格準拠

ISO、JIS等のコンピュータ処理向けの規格においても当初の規格に関する仕様は年号を西暦の下2桁で扱うものが多かったという背景がある。西暦4桁が規格化されたのは、最近(1990年前後)のことである。

例えば、COBOL言語は、1960年にCODASYLで言語仕様として制定され、1968年にANSIで、1972年にISOで、それぞれ「2桁年数処理」の規格が制定された。その後、1989年になってANSI、ISOで西暦年を4桁で処理する規格が制定され、これを受けて1992年にJISでも同様に西暦年の4桁処理が規格化(JIS X3002)されたという経緯がある。2桁年数処理は、長らく世界的標準であった。

2.1.3 ハードウェア資源の有効活用と処理速度向上の要請

コンピュータが普及してきた1960年代から1980年代当時は、ハードウェアが非常に高価であり、メモリ使用量やディスク使用量の削減、処理速度の向上は、ユーザ側、メーカー及びベンダ側ともに重要な課題の一つであったという背景がある。

2.2 「2桁年数処理」のプログラムが利用され続ける理由⁶

「2桁年数処理」のプログラムが現在もなお利用され続けている理由として大きく次の3点を挙げることができる。

2.2.1 資金的・時間的問題

⁶ (社)日本情報システム・ユーザ協会(JUAS)、(社)日本電子工業振興協会(JEIDA)、(社)情報サービス産業協会(JISA)の3団体において同趣旨の統一メッセージを公表した。

情報システムの急速な拡大によってユーザのソフトウェア資産は急速に増加しており、それに伴ってシステムの一斉変更のコストも上昇し続けてきたという理由がある。つまり、資金的、時間的に困難であるという問題があった。

2.2.2 ソフトウェア及びデータ資産の継承

初期に導入したソフトウェアが「2桁年数処理」の仕様であったことから、次世代のソフトウェアへの移行に際して、2桁のデータ資産を如何に円滑に継承するか、という問題が生じた。この場合は、次世代のソフトウェアにおいても「2桁年数処理」の仕様を継続するという対応が一般的であった。

なお、今日においてもデータの更新、追加によって2桁のデータ資産が増え続けているという問題がある。

2.2.3 旧システムの使用期間延長と仕様の継承

実際のシステムを更新する場合、既存システムと互換性を持った新しいソフトウェアに順次変更していく方法がとられる。その際、一部のソフトウェアにおいて当初予想されていた使用期間を延長して使われるというケースが少なからず存在した。従って、新しいソフトウェアも旧来の仕様を引き継ぐことになったという理由がある。

ハード、ソフト共に急速な技術革新の中にあつて、陳腐化の速度も著しい状況の中では、ソフトウェアが2000年まで使用され続けることについて、開発当時のユーザもソフト技術者も想定していなかった場合が多いものと思われる。

2.3.4 その他

企業間のオンラインないしネットワーク上のデータ交換に際して、西暦を下2桁で扱うことが標準化しているという現状においては、1社のみ4桁処理等の2000年対応を行うわけにはいかなかったと考えられる。

3 2000年対応の方法

2000年対応の具体的方法は、ハードウェアや各種ソフトウェアごとに述べられるべきであるが、一般論として、4桁対応のみが唯一の方法ではなく「2桁年数問題」を回避すべき技術的方法はいくつか存在している。

基本的には、次の2つの方式に大別できる。

- ・ 4桁年化方式
外部装置上も、データファイル上も4桁で表現する。
- ・ 2桁年 Window 方式
2桁という外部表現のまま、内部的なロジックで4桁に対処する。(但し、100

年を越えるデータは扱えない。)

どのような方法を選択すべきかを考慮するにあたっては、まず、ユーザのシステムがいかなる状況にあるか調査、診断することが必要となる。ベンダ側としては、その上でユーザ側に対して、採りうる方法と料金、期間等を数パターン用意し、サービス・メニューとして提示していくことになると考えられる。最終的には、ユーザの判断において選択されることになる。

4 2000年対応を阻害する要因

4.1 ユーザ側の阻害要因

4.1.1 経営トップの認識不足

情報化の進展は一方で情報システムのブラックボックス化という現象を招いており、経営トップの「西暦2000年問題」の認識を妨げる大きな要因の1つとなっている。どのようなトラブルが発生し、どのような事態に発展する危険性があるのかについて事態の深刻さを認識しておく必要があるが、経営トップにまで十分な情報が到達していないのが現状であろう。⁷

4.1.2 予算確保の遅れ

ユーザの情報システム部門において西暦2000年問題を過小評価していること、もしくは、2000年対応という現状維持的な保守作業に多額の予算を請求することにためらいを感じていること、経営トップに説明する資料が不足していること、西暦2000年問題がそれほど社会問題化していないので説得する環境ができていないこと等の理由で社内における予算確保の動きが鈍っているものと考えられる。なお、過小評価の例は次の通りである。

- ・ 一般的保守作業と同程度の対策で十分である。
- ・ 「平成」改元対応と同程度の対策で足りる。
- ・ トラブルが発生したプログラムから順次対応すればよい。
- ・ メーカーの対応を待てばよい。
- ・ 時間は十分ある、など。

4.1.3 情報システム関連資産の管理状況の問題

開発当時の責任者、担当者が不明となっている、急速な情報化の進展による情報システ

⁷ 社内での関心度については、平成8年5月に(社)日本情報システム・ユーザー協会(JUAS)と(社)情報サービス産業協会(JISA)においてアンケート調査を行った(JISA会報「西暦2000年問題に関するユーザー・アンケート」質問7参照)。

ムの肥大化等で情報 システムの資産を正確に管理しきれていない、といった問題がある。特に、開発時期が古いプログラムにおいては、仕様書・ソースコード等ドキュメント類の未整備・欠如といった問題が発生している場合がある。

4.1.4 開発・保守現場における先送り意識

日々の仕事に追われていて、手が回らない。社内の全システムに影響が想定され、現場だけでの着手が不可のため問題の提起を避けた。問題提起を積極的に行うことで2000年対応の担当者になることは避けたい。などといった意識があることも指摘されている。

4.2 メーカー及びベンダ側の阻害要因

4.2.1 要員（対応できるソフト技術者）の絶対数の不足

COBOL、PL/1、アセンブラ等の技術者は、一般に高齢化が進んでおり、他部門や管理職等への人事異動、他産業への転職等、開発現場から離れる傾向にあり、絶対数が日々減少している。すでに開発言語の環境が変化した今日では新人の研修内容からも除外されている場合が多く、新たに供給されることも比較的少なくなっている。⁸

4.2.2 要員確保（動員計画）の困難性

COBOL、PL/1、アセンブラ等の技術保有者は、一方で現在の開発環境に応じて新たな言語を修得したり、責任者として様々なプロジェクトに関与している。従って、2000年対応についてのみ優先的に振り向けることは困難である場合が多い。⁹また、2000年対応で動員した要員は、2000年の経過によって行き場を失う。古い開発言語中心の技術者で構成しているため、2000年対応終了後の振り向け先に苦慮することは目に見えており、人事担当者ないしプロジェクト管理者の動員計画は、非常に困難であることが指摘されている。

4.3 その他の阻害要因

4.3.1 サポートすべき責任主体の消滅（オフコン等の場合）

オフコンやパソコンを取り扱う比較的小規模なディーラーないしベンダの中には、倒産、転廃業によって現在、消滅しているところがある。オフコンやパソコンの導入時における契約の相手方が消滅したことによって、サポートすべき第一次的窓口がなくなり、サポート体制が未整備のまま放置されているユーザ（特に中小企業）の存在が予想される。

⁸ COBOL、PL/1の技術者数については、JISA「西暦2000年問題におけるベンダー・アンケート」（平成8年5月実施）質問4(1)参照。

⁹ 前掲同アンケート質問4(2)参照。

こうした小口のユーザ企業の実態は捕捉し切れていないのが実状である。

4.3.2 その他

OSやDB/DC等のソフトウェアでバージョン・アップを控えていた場合には、2000年対応を保証するバージョンまで引き上げることが必要になる。2000年問題固有の対応作業の他にバージョン・アップによる一般的対応作業及びバージョン・アップによる派生的な作業の増加が考えられる。

5 西暦2000年問題の主要論点

5.1 ユーザ側の主要論点

5.1.1 経営トップの「西暦2000年問題」の認識と決断

「西暦2000年問題」の深刻さを如何に経営トップに認識させるか。

各ユーザ企業の情報部門（担当責任者）において積極的に提言していくことが重要であるが、担当責任者自身が楽観視していること、不況期の現状維持的投資であること、2000年の到来は当然のことだけに未対応であることが理解されにくいこと等の理由でユーザ内部における問題提起は概して低調である。

メーカー・ベンダ側における啓蒙活動ないし広報活動を通じて経営トップ及びユーザ情報部門に十分な判断材料を提供していくことが重要であり、その効果的な方法が問題になる。

5.1.2 対応予算（資金）確保の問題

2000年対応のための予算（資金）を如何に確保すべきか。

特に中小企業において深刻な問題となり得る。場合によっては、行政に対して何らかの対策を要望することが必要となる。

また、資金確保の困難性を背景にユーザとメーカー（ベンダ）間で2000年対応の費用負担問題が発生する可能性も指摘されている。

5.2 メーカー及びベンダ側の主要論点

5.2.1 要員計画立案の問題

技術者を如何に動員し、2000年対応終了後、如何に人事異動すべきか、要員計画の問題が指摘されている。

5.2.2 その他

オフコン・ユーザの2000年対応のサポート体制を如何に構築すべきか。

5.3 全体の主要論点

5.3.1 需給ギャップの問題

J I S Aの「西暦2000年問題に関するベンダ・アンケート調査」(平成8年5月実施)の結果とJ I S A、J U A S共同で実施する「西暦2000年問題に関するユーザ・アンケート調査」(平成8年5月実施)の集計結果を待って、需給のバランスの状況がおおよそ明らかになってくると思われるが、一般的に、2000年対応における全作業量(のべ工数)と2000年対応に動員できる技術者の総数(及び、のべ工数)を比較した場合、技術者の不足により2000年以前に全ての企業について対応を終えることは困難であることが予測される。かかる需給ギャップを如何に解消していくことができるか、が重要な論点になると思われる。

5.3.2 企業間のインターフェースの問題

2000年対応を施す手法は幾通りか考えられるが、各社がそれぞれの手法を選択することによって、企業間のデータ交換のインターフェースが不統一になることが予想され、電子商取引等を支える今後の情報基盤の環境整備に課題を残すことになる。

5.3.3 法務上の問題

5.3.3.1 ベンダの法的責任

ソフトウェアに西暦2000年問題が発生した場合、ユーザはベンダに対して何らかの法的責任を追及できるか。ソフトウェアが保証期間内であれば、瑕疵担保責任を追及できるか。また、保証期間経過後であれば債務不履行責任を追及できるか。もしくは、西暦2000年問題について不法行為責任ないしは製造物責任を追及できるかどうか等が問題になる。

具体的には、次のような法的問題が発生することが考えられる。

(1) ユーザは、2000年対応のための調査・保守・テストを無償で行うこと、2000年対応費用(の全額もしくはその一部)を負担すること、もしくは、ソフトウェア開発委託契約を解除すること、をベンダに請求できるか。

ユーザが例えば2桁年数処理を指図していた場合はどうか。

仕様書の通りに開発すれば、西暦2000年問題が発生することを知っていたが、ベンダがそれを告知しなかった場合はどうか。また、西暦2000年問題についてベンダとして知り得て当然であったのに気がつかずに告知しなかった場合はどうか。

当該ソフトウェアの使用目的、使用期間、時期(契約時、仕様書作成時、納入物の検査合格時、代金の受領時)、開発時の背景、料金の額、規格との関係(J I S規格の4桁対応

を定めた時期)等も問題になる。

(2) 2000年未対応のソフトウェアを使用したことによる誤処理が原因で損害が発生した場合、その損害もベンダに請求できるのか。ベンダが、西暦2000年問題の存在について速やかに告知していれば、損害を最小限に食い止められたのに告知が遅れたためにその分ユーザの被害が拡大した場合はどうか。

(3) 当該ソフトウェアについて別途「保守契約」を締結していた場合、2000年対応も当該保守の範囲となるか。

(4) 「アウトソーシング契約」の場合は、ベンダが2000年対応に要する費用を全額負担しなくてはならないのか。

5.3.3.2 2000年対応ビジネスの契約問題

(1) ユーザの情報システムの2000年対応を受託する場合は、通常の保守契約等と同様の標準契約書を用いてよいかどうか、特に「ベンダ側の責任・保証の範囲」について検討しておく必要がある。

例えば、次のようなことに留意しなければならない。

- ・ 実際上、年号関連のプログラムを完全に拾いきることは困難であること。
- ・ 要員不足から十分な人材を投入できない状況であると考えられていること。
- ・ 稼働中のシステムをテストすることが困難であること。特に2000年目前の駆け込み発注が多いと考えられ、十分なテスト期間を確保できないことなどである。

つまり、対応を施したとしても2000年経過後に何らかの誤処理が発生する蓋然性が高いということであり、2000年対応の契約にあたっては、通常の保守契約ないし受託開発契約より、ベンダ側の責任・保証の範囲を限定する等の対処が必要となる(準委任契約と構成する方法もある)。

契約の内容については、ユーザ・ベンダ間で良く確認するよう努め、2000年経過後の紛争を予防しなくてはならない。

ベンダ側のリスクが不当に拡大する場合は、2000年対応に取り組むベンダ側の意欲が損なわれると同時にリスクの高さがコスト及びサービスの対価に反映し、ユーザの対応意欲もまた減退するということが考えられ、ビジネスの成立範囲が縮小すると共に社会全体の2000年対応が遅れるおそれがある。ユーザ・ベンダ(メーカー)間で適切な責任の範囲を確定しておくことが重要である。

(2) 対応を施したとしても2000年経過後に何らかの誤処理が発生する蓋然性が高いのであるから、2000年経過後の保守についてどうするか、費用負担の問題についても事前に確認しておく必要がある。

(3) 2000年対応を施している最中に2000年が到来してしまった場合、すなわち履行遅滞の場合は如何に対処すべきか事前に考えておくべきである。

(4) 2000年対応ビジネスにおける料金体系についても問題が発生し得る。

特に、2000年対応にOSのバージョン・アップ等が伴う場合は、2000年対応とOSのバージョン・アップ等に伴う保守との切り分けが難しく、2000年対応の料金体系についてユーザの理解が得られにくいといった問題が発生する。

5.3.4 2000年対応を施すべき資源の多様性の問題

ユーザ企業においては、1社で複数のメーカーのハードを利用するケースも多く、メーカーごとに2000年対応の方針に違いがあった場合、対応作業の能率に大きな影響を与えらると思われる。

その他、OS、自社開発のアプリケーション・ソフト、第三者開発のアプリケーション・ソフト等多くの資源について、しかもそれぞれのバージョン等を管理しながらプロジェクトを進めていく必要がある。それぞれの資源ごとに対応すべき責任の主体と責任の範囲等を明確にしていく必要があることから、メーカー、ベンダ各社の自社製品（ハード、ソフト）の情報提供のあり方が重要になる。

(1996年4月脱稿)

第2章 ベンダからみた西暦2000年問題と企業法務¹⁰

(1999年6月)

1 西暦2000年問題とベンダ

コンピュータの西暦2000年問題（以下、「2000年問題」）¹¹は、金融、交通など産業活動の基盤をなす数々の情報システムや中小企業のオフコンやパソコン等に限らず、工場の生産ラインやビル施設、事務機器、家電製品などに使用されているマイクロチップの一部でも発生し得ることが予想されている。高度情報化社会においては、すでに意識すると否とに関わらず何らかのコンピュータ・システムに依存した生活をおくっているのであり、2000年問題における最大の利害関係者は、消費者ないしは一般生活者としてのわれわれにほかならない。¹²

2000年問題はこのような消費者としての視点から検討し対応することが重要であるが一方では、企業側の視点からしか見えてこない問題も存在するものと思われる。¹³本章では、企業側の視点、特に「消費者対企業」という視点では見落とされがちな情報サービス事業者¹⁴（「ベンダ」）とその下請事業者に焦点を当てて、2000年問題の法的責任¹⁵について検討

¹⁰ 掲載誌：「法律のひろば」1999年6月号（通巻52巻第6号）30-35頁

¹¹ 西暦2000年問題における法的検討の必要性については、社団法人情報サービス産業協会（JISA）2000年対応研究会『西暦2000年問題に関する報告書』（1996年5月）において一部言及している。なお、同報告書は、鈴木正朝「西暦2000年問題の概要」『JISA会報No.43』117頁（社団法人情報サービス産業協会、1996年9月）として公表されたほか「システムハウス技術情報誌 JASA Techono Board Vol.33」13頁（社団法人日本システムハウス協会、1996年11月）、電波新聞1996年12月19日（木）第6面「特別企画 西暦2000年問題の概要」に転載された。なお、上記報告書中「ベンダの法的責任」の項について、ベンダの責任回避であるとする武末高裕『西暦2000年コンピュータが反乱する』146頁（ダイヤモンド社、1997年2月）の批判がある。しかし一般に、法的紛争の可能性があれば予防的見地から検討を行うことは企業にとって当然のことであり、またそれが社会的問題に発展する可能性がある場合には、国、学会、法曹界、産業界等においても、紛争解決のための理論的、制度的な対応を検討する必要がある。法的検討イコール責任回避とする安易な論調には一言異議を述べておきたい。

¹² コンピュータの西暦2000年問題の定義については、前掲「法律のひろば」夏井高人「コンピュータ2000年問題の法的論点」を参照されたい。

¹³ 消費者との関わりについては、前掲「法律のひろば」坂東俊矢「コンピュータ西暦2000年問題と消費者」において述べている。

¹⁴ 情報サービス事業者とは、一般にオンライン情報処理（VAN、受託計算）、オフライン情報処理（バッチによる受託計算）、受注ソフトウェア、ソフトウェア・プロダクト、キーバンチ等データ書き込み、マシンタイム販売、システム等管理 運営受託、データベースサービス（オンライン、オフライン）、各種調査（市場調査、世論調査等シンクタンク業務）その他情報技術者の労働者派遣、情報サービス業務に係るコンサルティング、教育等を業とする者をいう。通商産業大臣官房調査統計部「平成9年度特定サービス産業実態調査情報サービス編」（平成10年12月）によると平成9年度の情報サービス産業業務別売上高は、①受注ソフトウェア、②ソ

することとする。¹⁶

2 ベンダの問題意識

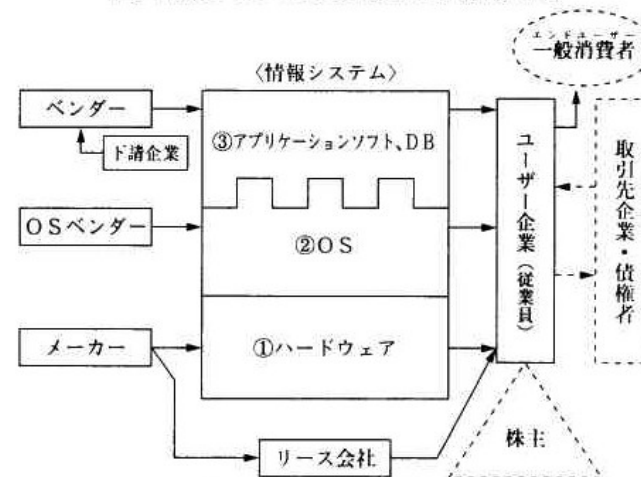
実際の2000年問題訴訟の多くは他の訴訟同様に伝統的な日本法の枠組みの中で解決されていくものであろうし、その意味ではとりたてて特異性を強調するものではないが、ベンダという一方の当事者ないし利害関係者から関心をもって捉えらるるといくつかの問題意識があるのも事実である。ここでは、その点について若干述べてみたいと思う。また、あわせてベンダの企業法務上の問題点についてふれてみたい。

2.1 複合的原因と階層的取引構造

2000年問題は、「消費者対企業」という図式において論じられることも多いが、一言で「企業」と包括される中にも実に多くの企業の様々な取引関係が複雑に存在しており、現代取引全般に通じることではあるが、もはや単純な二元的な対立軸を中心とした考察では、利害関係者全体の利益バランスを量ることは困難であるように思われる。例えば、第一に当事者が多数におよびしかも原因が複合的であること、第二に下請企業への求償の問題があること、などを指摘することができる。

以下ではこの点について情報システム開発の契約関係の概念図を用いて説明する。

図 情報システムの取引関係と利害関係者



ソフトウェア・プロダクト、③情報処理、④システム等管理運営受託の上位4類型で全体の約8割を占める。中でも受注ソフトウェアは5割を占めており、情報サービス事業者の中心的業務となっている。なお、2000年問題の法的責任については、上記サービス類型ごとにも検討する必要がある。

¹⁵ 2000年問題を法的に検討した初の報告書として社団法人情報サービス産業協会2000年問題委員会取引部会(会長:大谷和子(株)日本総合研究所法務部部長)『西暦2000年問題 法的問題Q&A』(1997年3月)がある。また、弁護士による最初の論文としては、龍村全「情報システムの西暦2000年対応を考える—ソフトウェアの契約等に係わる法的諸問題」『JUS通信/情報システムフォーラム1997/2』8頁(社団法人日本情報システム・ユーザー協会、1997年)がある。

¹⁶ 2000年問題の法的責任に関する論文は、1999年に入ってから次々と公表されるようになった。代表的なものとして、以下の文献がある。飯田耕一郎「2000年問題の法的責任(1)~(4)」NBL No.656、658、659、660(1999年1月~3月)。森綜合法律事務所『コンピュータ西暦2000年問題に係る法的問題に関する調査研究』(財団法人産業研究会、1999年3月)。飯田耕一郎「コンピュータ2000年問題の法的責任と法務対策」『JICPAジャーナルNo.525』69頁~71頁(1999年4月)。久保田隆「コンピュータ西暦2000年問題を巡るアメリカの法的対応とわが国への示唆」『ジュリスト』1999.4.15号(No.1154)など。また、近年は、重要な法律論文や情報が書誌等紙媒体だけではなくWebサイトやメーリングリストで広く公開されるようになってきており、特に日々状況の変化がめまぐるしいサイバー法領域において顕著である(例えば、「サイバー法研究会」<http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel_h/cyberlaw/index.html>、「サイバースペースの法律」<<http://www.law.co.jp/okamura/index.html>>など)。2000年問題に関しては、日野修男「2000年問題における法的責任」『セキュリティ専門メールマガジンScan』<<http://www.so-net.ne.jp/scan/>>が参考になる。

情報資源	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
③アプリ/DB	○	×	×	○	○	×	○	×
②OS	○	○	×	×	×	○	○	×
①ハードウェア	○	○	○	○	×	×	×	×

○…2000年対応済 ×…2000年未対応

表 情報資源の2000年対応・未対応の組み合わせ

(1) 2000年未対応の競合の問題(多数当事者と複合原因)

情報システムの契約関係の大枠は、図に示したように情報資源別に①メーカ・ユーザー間のコンピュータ等ハードウェア機器の売買契約(なお、汎用機の場合はリース契約によって調達することが多い。)、②OSベンダ・ユーザー間のOSライセンス(使用許諾)契約、③ベンダ・ユーザー間のアプリケーション・ソフトウェアの受託開発契約等により構成されている。

例えば、上記の基本的な3つの情報資源に限定したとしても、表に見るように2000年対応・未対応の組み合わせは2を3乗した8通りの可能性があり、全部対応の1例や原因が1つである場合を除いて4通りの2000年未対応の競合が起こり得る。実際上もベンダ、OSベンダ、メーカー等の提供ないし構築した情報資源の2000年未対応が複合してユーザの情報システムの誤処理等を招くといったケースが多くを占めるものと思われる。この場合、ユーザは個別の取引ごとにベンダの契約責任を追求していくのであろうか。それともハード、OS、その他の環境下で業務用アプリケーション・ソフトを開発したベンダに対してその複合的原因による損害の一切を負担するよう求めるのであろうか。後者の場合は、果たして後の求償関係で実際上公平な責任分担を図ることができるのか危惧されるどころである。

また、ベンダ・メーカー等の共同不法行為責任（民法719条1項）が認められた場合、その損害賠償債務は不真正連帯となるが、最終的に加害者側の損害に対する寄与度ないし過失割合に応じた公平な分担がなされるか、またその寄与度ないし過失割合をいかに評価するのか、といったことも問題となる。¹⁷

後の求償関係の処理も含めて考えていくと紛争全体の事務処理の量は相当なものに膨れ上がる可能性があり、2000年問題の紛争が多発する場合は、仲裁機関等何らかの紛争解決のスキームを別途検討することが必要となろう。

その他、ミドルウェアやパッケージ・プロダクト、ネットワーク機器など調達する情報資源の種類が増加するほど契約関係と当事者も増えることとなり、公平な責任の分担の実現や立証はより一層困難なものとなる。

（2）協力会社との契約関係（下請取引と求償関係）

ここでは「消費者対企業」の背景に隠れ、2000年問題における全体の利益考量の当事者からこぼれおちかねない下請事業者の存在を指摘したい。

受注ソフトウェアの開発にあたっては、その規模にもよるが一般的にはベンダが単独で開発することは少なく、いくつかの協力会社にその全部ないし一部の開発を再委託することが多い。また、再委託先もさらにその一部の開発を再々委託することも稀なことではない。いわゆる下請、孫請（二次下請）、ときには三次下請といったゼネコン型の階層的な取引構造によってソフトウェアが開発されている。

また、メーカーにおいては、ハードウェア機器を構成するマイコンチップなどの部品調達の契約関係、マイコンチップの部品メーカーにおいてはマイコンチップ用のソフトウェア・プログラムの開発事業者との契約関係などがある。

一般にこうした下請取引ないしは継続的な役務の委託取引においては、相対的に優越的な地位にある大手事業者が消費者やユーザ企業に対して支払った損害賠償額を下請事業者との契約関係に基づき、求償することがある。実際上は正面から権利行使することは多く

¹⁷ 詳細は、前掲夏井論文及び本誌、岡村久道「2000年で問われる企業の責任」参照。

ないようであるが、原因究明作業に技術者の無償派遣を要請したり、その後の契約において代金の減額要請があったりと貸し借り関係の中で長期的に解消していく手法がとられがちである。下請事業者に真に原因があるのであれば責任を負担するのは当然のことであるが、実際は原因が不明であったり、曖昧であったり、双方にあったりすることが多く、下請事業者が過大な負担を強いられていることも少なくない。

2000年問題においてはマイコンチップの2000年未対応が特に問題視されており、上記の構造が色濃く現れてくる可能性がある。例えば、製造物責任はソフトウェアに適用がないとしてもマイコンチップについては部品として適用されるという考え方が有力である。¹⁸従って、メーカーのみならずマイコンチップの部品メーカーもエンドユーザから直接訴えられる可能性がある。マイコンチップ用のプログラム開発事業者は、製造物責任法の適用を受けることはないものと考えられるが、プログラム開発契約上製造物責任等に基づく損害賠償の求償条項が明記されていることがあり、実際上はその全部ないし一部を負担する可能性が高い。¹⁹

現在の経済環境下で2000年問題の法的紛争が多発した場合、旧来の貸し借り関係の中で時間をかけて解消するゆとりがなくなり、下請事業者に即時に損害を転嫁してくるという問題が発生することも考えられる。個々の解釈においては、公平な責任分担になるよう求償権を制限することも考慮される必要があるが、一方においては中小企業対策という政策的配慮が求められる局面も考え得る。

2.2 法的紛争の現れ方（訴訟と不公正な取引方法）

情報サービス事業者は、資本関係によりメーカー系、ユーザ系、独立系といった分類がなされることがある。コンピュータメーカーの情報サービス部門やユーザ企業の情報開発部門が子会社化してきたという発展の経緯によるものであるが、実際上の取引もこうした資本関係のある親子会社間の取引が非常に多い。従って、こうした中での2000年問題は、訴訟という紛争解決手法をとらなくとも話し合いで解決し得るし、また、一般にその方が紛争解決コストも少なく、よりエレガントであるとされている。²⁰従って、情報サービス産業

¹⁸ ソフトウェア及びその取引に精通した弁護士によるPL法の論文としては、水谷直樹「情報サービス企業の製造物責任（PL法）対応」『JISA会報 No.38（1995.9）』（社団法人情報サービス産業協会）86～103頁、吉田正夫「ソフトウェアと製造物責任法（PL法）」『日経コンピュータ 1996.7.8』144～151頁がある。

¹⁹ ソフトウェア開発契約等においてPL法に関する求償条項を求められた実態についてはPL法施行直後のJISAにおけるアンケート調査の結果からもその一端を伺い知ることができる。なお、アンケート結果は、鈴木正朝「製造物責任法の施行と情報サービス取引への影響について」『JISA会報 No.39（1996.12）』（社団法人情報サービス産業協会）76～82頁参照。

²⁰ 情報サービス産業においては、急速な成長が紛争を吸収していったことと系列取引や人間関係ベースの取引が中心であったという経緯もあって、顕在化するような法的紛争が比較的少なく、従来は法務部門の必要性が特に意識されてこなかったように理解している。ところが近年、知的財産権や2000年問題等の領域で法的紛争に発展する可能性が高まってきたこともあって、法務部門の必要性ないし強化についても一つの経営課題として認識されつつあるように思われる。

においては、訴訟の多発という社会問題にまでは発展しないものと予想されるが、逆に資本関係のない場合、取引継続を優先するより損害賠償を請求した方がメリットのある場合、従来の取引において不満が鬱積しているような場合等においては訴訟の可能性を否定できない。また、比較的良好な関係においても近年の不況下においては2000年保守サービスに対する代金の支払遅延、代金の減額要請、著しく低い対価での取引要請といった問題が発生しやすい状況にある。一般にユーザ企業の方がベンダよりはるかに企業規模が大きいケースが多く、ベンダにとってはユーザの債務不履行ないしは優越的地位の濫用（独占禁止法19条、2条9項、不公正な取引方法14項、役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針を主張せざるを得ない場面も登場してくると考えられ、こうした中で2000年問題の法的責任論が再燃ないし顕在化してくることも考えられる。²¹

また、2000年保守サービスの契約内容によるが、保守後に2000年末対応による誤処理が発生することもあり、ユーザのやり直しの要請が適正な権利行使であるか、優越的地位の濫用であるかといった問題も発生し得る。

2.3 2000年問題固有の論点

2000年 が到来することは周知の事実である。しかもシステム・エンジニア（SE）であれば誰もが西暦年下2桁処理が2000年誤処理を招きかねないという事実を知っており、また少なくとも知り得たという点に争いが無いのであれば、ベンダに対して法的責任を追究することにはさしたる問題がないようにも思える。しかし、現実には2000年末対応のプログラムが世界中に数多く存在し国際的問題にまで発展している。かかる事実一つ見ても2000年末対応が即ベンダの責任を帰結するという単純な図式にはないことが推察される。²²この点がソフトウェア開発契約のバグなどの問題と一律に扱えない2000年問題固有の事情であ

また、発注書、請書のみでの取引、簡易な契約書による取引など契約に対する安易な姿勢が2000年問題で過大な契約責任を負うリスクにつながっていることが営業現場でも認識されつつある。かかる意味において、2000年問題は、情報サービス事業者の法的責任論を検討する大きな契機となっている。

²¹ 公正取引委員会事務局経済取引局取引部企業取引課長 横田直和『役務の委託取引ガイドラインのポイント』（財団法人公正取引協会、1998年）、元公正取引委員会事務局経済取引局取引部企業取引課係長 前田雄一「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針の解説」『JISA会報 No.51（1998.9）』96頁（社団法人情報サービス産業協会）、社団法人情報サービス産業協会 法的問題委員会独占禁法部会報告書『役務取引ガイドラインと情報サービス取引』（1999年3月）参照。

²² その他、情報産業における時間の観念、相対的なスピードの速さには特に考慮が必要である。例えば、10年前に法律事務所パソコンがどの程度普及していたか、5年前に何人の弁護士がE-Mailアドレスを持ちメールソフトを駆使していたか、数年前に世間を席卷した情報関連企業のうち何社が今でも第一線で活躍しているか等を考えて見るとわかりやすい。目につく範囲でも情報技術の進展およびその開発環境の変化のスピードが著しいことが理解できるはずである。「わずか3年」、「わずか5年」といった評価が鉄鋼、石油、自動車といった伝統的産業のそれとは全く意味合いが異なることに留意すべきであろう。

る。ベンダの2000年末対応に対する法的評価はケース・バイ・ケースというほかなく、裁判の場でその責任の切り分けの基準がどのように示されるのか、企業法務担当者の目下の関心事はそのあたりに注がれている。^{23 24}

2.4 産業政策、立法政策的対応

解釈論を離れた問題であるが、情報産業全体が訴訟や訴訟外でどの程度損害賠償や2000年末対応費用等を負担するのか、それが過大であった場合、次世紀の情報産業の発展が大きく阻害されないかという懸念がある。けして個別企業の免責を求めるものではないが、個々の訴訟における公平な裁判だけでは吸収することができない産業政策的な問題もあり得ることを指摘しておきたい。また米国の動向²⁵をみるにつけ、日本においても立法政策的見地からオープンな議論を展開してくるべきであったという反省や、2000年問題の検証に早期に着手し今後の日本の危機管理のケーススタディとすべきであるといった意見があることも併せて紹介しておきたい。²⁶

（1999年5月脱稿）

²³ その他法務担当者の関心事としていわゆる「紙吹雪」の問題がある。この点に関しては前掲「法律のひろば」高橋郁夫「2000年問題に対する諸外国の対応状況—適合化レターの「紙吹雪」の法律問題」参照。

²⁴ 以下私見であるが、発注書、請書のみによる受注ソフトウェアの開発契約においてその契約責任が問題となった場合、当該契約の性質決定の問題を生じるが、「請負」等民法上の典型契約として、そこから紛争解決の指標を定立することがはたして常に妥当かどうか常々疑問に思っている。社団法人情報サービス産業協会（JISA）及び社団法人日本電子工業振興協会（JEIDA）のモデル契約の存在とその普及状況、「共通フレーム98 SLCP-JCF98 国際規格適合」の存在とその認知度等を基礎に商慣行上の契約類型としての「ソフトウェア開発契約」を指し、適用すべき規範を導き出す方がより実際の解決に資する場合もあるのではないだろうか。

²⁵ 前掲久保田論文及び前掲高橋論文参照。

²⁶ 解釈論とは別に、2000年問題の法的責任の研究等も一つの基礎として、米国のUCC2B草案ないしUCITA（統一コンピュータ情報取引法）やEUの同種の検討内容を参考に、日本においてもそろそろソフトウェア関連の取引法の研究に着手すべき時期にあるようにも思われる。

第3章 ITサービス契約に関する新たな契約類型の必要性

(未定稿)

1 ITサービス契約法の立法化は必要か？

大手金融機関の合併に伴うシステム統合時の障害や大手証券取引所の度重なるシステム障害のニュースなどに接するたびに、われわれは、普段はほとんど意識することのない「情報システム」が、今日の複雑な社会を支えているために大きな機能を担っているのだということに認識する。しかし、その技術的な内容は無論のこと、こうした情報システムがどのような契約に基づいて開発されているのか、そしてシステム障害などの法的責任はどのように問われるのか、また、どのような行政の規制の下にあるのか、IT社会の到来と言われている割には、その法的基盤ともいべきIT契約の内容と課題については、ブラックボックスのままであったように思われる。

ここでは、こうした重要な社会的基盤となった情報システムなどがどのような契約の下で構築され、またどのような法的規制の下にあるかを概観し、あるべき契約のあり方を模索しながら、どのような法的基盤の整備が必要か、その立法政策的課題を含めて検討していくことにしよう。

*IT サービス契約を、たとえば電子契約といった名称の下に民法上の典型契約のひとつとして新たに条項を盛り込むこと、または商事特別法として立法化することを検討することは、今日非常に有意義なことであると思われる。

2. ITサービス契約の意義

2.1 ITサービス契約とは

「ITサービス契約」とは、情報技術（IT）およびその知識を基礎とした役務提供を主たる内容とする事業者間契約をいい、情報システム（カスタムソフトウェア）の受託開発契約、情報システム開発の支援サービス（業務請負・労働者派遣）契約、システムインテグレーション・サービス（SI）契約、ITアウトソーシング・サービス契約、情報システムの運用サービス（SO）契約、受託計算など情報処理サービス契約、情報システムの保守サービス契約、アプリケーション・サービス・プロバイダ（ASP）契約、および、これらのサービスに関わるコンサルティング契約などを総称したものをいう。

2.2 ITサービス契約の当事者

一般にITサービスの提供を委託する者（委託者）を「ユーザ」、ITサービスの提供を受託する者（受託者）を「ベンダ」という。

なお、こうしたITサービスを提供する産業を「情報サービス産業」といい、ベンダの業界団体として「社団法人 情報サービス産業協会」（JISA）が、またコンピュータメーカなどが主要会員となっている「社団法人 電子情報技術産業協会」（JEITA）がある。

主要企業としては、IBM、日立、富士通、日本電気、ユニシス、東芝などのコンピュータメーカや(株)NTTデータ、それに、(株)野村総合研究所、(株)三菱総合研究所、(株)日本総合研究所などのシンクタンク、新日鉄ソリューションズ(株)、(株)電通国際情報サービス、TIS(株)、住商情報システム(株)などのユーザ系ベンダ、日立ソフトウェアエンジニアリング(株)、日立情報システムズ(株)、富士通エフ・アイ・ビー(株)、NECソフト(株)、東芝情報システム(株)などのメーカ系ベンダ、(株)SRA、(株)アルゴ21、(株)インテック、アイエックス・ナレッジ(株)などの独立系ベンダがある。

一方、ITサービスを受けるユーザ団体として「社団法人 日本情報システム・ユーザ協会」（JUAS）がある。

*監督官庁

ITサービス（情報サービス）産業を主管する官庁は、経済産業省（情報政策）であるが、情報通信技術（IT）全般に関して内閣官房（高度情報通信ネットワーク社会通信本部・IT戦略本部）、情報通信を中心に総務省（情報通信・ICT政策）も関係するほか、プログラム著作権など著作権法について文化庁（著作権）、ソフトウェア関連特許など特許法について特許庁、労働者派遣事業など派遣法に関連して厚生労働省（雇用）、下請取引など独禁法、下請法に関連して公正取引委員会（下請法）および中小企業庁、個人情報保護政策について内閣府（国民生活政策・個人情報保護）などが関係する。各省庁の主導する政策は、ITサービス契約のあり方にも大きく影響してくる。

なお、IT政策を一元的に主管する官庁の創設は時々マスコミ等の話題としてとりあげられることがある。

3 ITサービス契約のデフォルト・ルールとモデル契約

3.1 ITサービス契約のデフォルト・ルール

契約自由の原則の下では、当事者の合意した契約が尊重される。もし当該契約に関して法的紛争が発生した場合は、裁判所は、まずその「契約」（図1①参照）の内容に従って紛争を処理することになる。しかし、契約書は全ての事態を予見して起案されているわけで

はないので、その文言を解釈することによっても紛争解決のルールが明らかでない場合が生じてくるのはやむを得ないところである。そうした場合には、さらに当事者の合理的な意思を推し量るという作業を行うが、それによっても紛争解決のルールが明らかにならないときは、「商法」(図1②参照)の規定が適用されることになる。その商法にも適用すべき条文がない場合は、「商慣習法」(図1③参照)に従い、商慣習法も明らかでない場合は、最後に「民法」(図1④参照)が適用される。このように紛争解決の最後の砦となる規定を、デフォルト・ルールということがある。(なお、民法を見渡しても適用すべき条文がみあたらない場合、裁判官はそれをもって訴訟を取りやめるわけにはいかないので、最終的には物事の道理に従って判断することになるが、それを一般に「条理」(図1⑤参照)と呼んでいる。)

図1

① 契 約
② 商 法
③ 商慣習法
④ 民 法
⑤ 条 理

3.2 契約の性質決定

I Tサービス契約に関してユーザとベンダの間で法的紛争が発生したとしよう。委託業務のレベルについて十分に記述していなかったため契約書やサービス仕様書からは明確な答えを導くことができないことが往々にしてあるのだが、商法を見ても該当する条文は見当たらず、商慣習法も不明であるということが少なくない。I Tサービス契約のデフォルト・ルールは、結局のところ私法の一般法である民法ということになるが、では、民法上のどの条文が適用されるのか、この場合、I Tサービス契約はどの典型契約に該当するか(または、どれに近い)という考え方でアプローチすることがある。

しかし、こうした民法上の典型契約の役割に関する考え方については、消極的ないし否定的な見解が通説であるといわれている。この点については、東京大学の¹大村敦志教授が『典型契約と性質決定』という著書の中で、従来の支配的見解(我妻博士の見解)を2つの基本命題とそれぞれ3つの副命題にわかり易く整理されているので以下に紹介しよう。

(第一の命題)

「ある契約が典型契約の一つにあたるかどうかの認定にあたっては極めて慎重でなければ

ならない。」

- ① ある契約が典型契約にあたと認定する場合にも、特殊な取引慣行がないかどうか注意しなければならない。
- ② 非典型契約と認定された場合には、無理に近似した典型契約を探してその規定を類推するとう安易な態度もできるだけ避けなければならない。
- ③ いわゆる混合契約においても、典型契約の規定の一部ずつを機械的に適用するような態度は厳に戒めなければならない。

(第二の命題)

「契約解釈には客観的基準が必要である。それゆえ、取引慣行を調査して新しい典型契約の存在とその内容を明らかにすることが必要である。」

- ① 慣行によって新たな契約類型が形成されるにいたった場合には、解釈の基準を示すための立法がなされるべきである。
- ② 混合契約ないし非典型契約について典型契約の規定を類推適用する際の基準を明らかにすることにも意味がないわけではない。しかし、むしろ、
- ③ 無名契約の中に典型的なもの型を明らかにする努力をすべきである。

大村敦志著『典型契約と性質決定』4・5頁(有斐閣, 1997年)参照

I Tサービス業界は、本来なら、I Tサービス契約の特殊な取引慣行が何か見極めるとともに、新たな契約類型としてのデフォルト・ルールを定立する努力を継続すべきであり、I Tサービス契約の一般取引法を、民法または商法の改正を通じて反映する努力をすべきものと思われる。

例えば、米国には、既に1999年に成立したUCITA(Uniform Computer Information Transaction Act、ユシータと発音する。)という法律がある。(1980年代のソフトウェア取引の増大を背景に法的紛争が増大したことを受けて、米国統一商事法典第2編B(UCC 2B)として制定することを試みたが、消費者に不利な内容だったために大方の支持を得られず、単独の法律として成立したもの。バージニア州などいくつかの州が既に採択している。)ソフト等の開発契約、コンピュータ・プログラムの販売、ライセンス契約、ウェブサイトへのアクセスやウェブサイトからの情報取得を許諾する契約などコンピュータで利用可能なデジタル情報を目的とする取引に適用され、金融取引、音楽・映像プログラムの配信等に関する取引、雇用契約等は適用除外とされている法律である。いくつかの問題を有しているとはいえ、米国では、既にサイバースペースでの取引を前提とする法的インフラ整備が進んでいるのである。

一方、日本においても、こうしたUCC2Bの審議等に刺激される中で、「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」(平成13年6月29日法律第95号)の成立をみたが、その後は、I T関連の特性に配慮した契約法の必要性の主張、立法化に向けた取組みは収束してしまったような状況であったが、近時、民法改正により電子契約

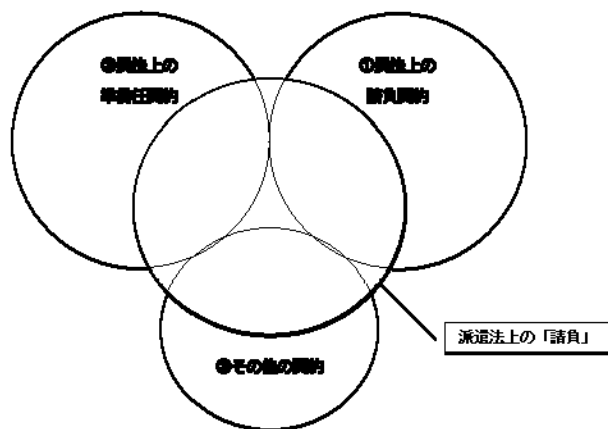
に関して何らかの立法的手当を施すべきとする法務省の動きが活発化している。当事者であるITサービス業界では、法務省や社会に対して電子契約の立法化に対する具体的提言はまだ用意されていない。

ITサービス業界では、上述した通説的見解とは別に、ITサービス契約は基本的に請負契約であるといった認識にあるようだ。それはまさに、近似した典型契約を探してその規定を類推するとう安易な態度に近いようにも見受けられる。

思えば、コンピュータの西暦2000年問題において議論されたベンダの法的責任についての議論が未だに整理されずに放置されている。具体的な紛争を解決するに足りる十分なデフォルト・ルールは確認されていないのである。

また、業界内で比較的広く読まれている菅野孝男氏の『実務者のための情報システム外注管理』（コンピュータエージ社）をみると、民法上の典型契約である（準）委任契約と請負契約と派遣法上の派遣契約が同一平面上の契約類型として比較されている。すなわち、派遣法の有する労働行政上の規制法の側面については、あまり意識された記述にはなっていない。民法上の「請負」と派遣法でいう「請負」の概念の差異（図2参照）についても、ほとんど考慮されていないといっていだらう。皮肉な言い方をすれば、ITサービス業界の契約に関する認識のレベルが反映されているという見方もできなくもない。しかし、こうした憂うべき状況にあっても、現場の契約実務や外注管理は、意外と滞りなく行われているようである。

図2 民法上の契約と派遣法上の「請負」との関係



安西愈著『新・労働者派遣法の法律実務』（総合労働研究所，2000年）62頁参照

ITサービスに関する裁判例を眺めてみると、民法上の典型契約にあてはめて、適用条項を決するという作業が躊躇されることなく行われている。「無名契約の中に典型的なものを明らかにする努力」や悩みはあまり感じ取ることができないのである。ITサービス業界の後進性をことさら強調する必要はなく、裁判実務にそった現実的な対応をしているということもいえるのかもしれない。

ここではひとまずこうした実務慣行を確認するために、ITサービス契約は民法上のどの典型契約に該当するか、ということについて簡単に整理しておくことにしよう。

(1) 労務型の契約

まず、民法上の13の典型契約を大別すると、次の4つに分類することができる。

- ・ 移転型の契約（贈与・売買・交換）
- ・ 貸借型の契約（消費貸借・使用貸借・賃貸借）
- ・ 労務型の契約（雇傭・請負・委任）
- ・ その他の契約（組合・終身定期金・和解）

ITサービス契約は、非典型契約であるが、あえてこの4つの分類にあてはめるなら、労務型の契約ということになるだろう。

(2) 請負と委任

ITサービス契約が労務型の契約であるとしても、雇傭契約ではないことは明らかである。したがって、ITサービス契約は、請負的性格を有する契約か、または、委任的性格を有する契約か、それとも双方の性格を有する契約（混合契約）かということになる。

受託者が移管されたIT関連リソースをその責任の下で運用し委託者に一定の役務を提供するのが契約内容であれば、その仕事の完成は保証されなければならないと考えるのが普通であろう。そうでなければ自己の情報システムをととも他人に預けることはできないからである。

したがって、ITサービス契約は、民法上の請負を基礎として考えることになり、実務慣行もそのように定着しているように思われる。

4 ITサービス契約のモデル契約とその解説

前項で確認した点を次の業界団体が策定しているモデル契約の分析を通じて検証してみたい。（下記モデル契約はネットで検索可能である。）

4.1 情報システム（カスタムソフトウェア）の受託開発契約

- JISA ソフトウェア開発委託モデル契約（平成6年12月版）
- JISA ソフトウェア開発委託モデル契約（平成6年12月版）
- JISA ソフトウェア開発委託モデル契約（平成14年5月版）

- JEITA ソフトウェア開発モデル契約（平成 22 年 12 月）

4.2 ITアウトソーシング・サービス契約

- JISA アウトソーシングサービスモデル契約（平成 9 年 3 月版）
- JISA バリュー・ベース（VB）型アウトソーシング・サービス契約の考え方

4.3 アプリケーション・サービス・プロバイダ（ASP）契約

- JISA「ASPサービスモデル利用規約」（平成 17 年 3 月）

4.4 経産省の取り組み

- 「情報システムの信頼性向上のための取引慣行・契約に関する研究会」報告書
ーモデル取引・契約書<第一版>
- 同モデル取引・契約書<追補版>
- 同モデル取引・契約書<追補版>ー本編（平成 23 年 2 月修正）
- 同モデル取引・契約書<追補版>ー別紙
- 同モデル取引・契約書<追補版>ー重要事項説明書(平成 22 年 10 月修正)
- 同モデル取引・契約書<追補版>ーセキュリティチェックシート解説
- 「情報サービスソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」

5 新たな典型契約の必要性

5.1 請負契約の修正

ここでは、ソフトウェア委託開発契約を題材に、まず、ITサービス契約を請負契約であるとし、民法の請負に規定されている条項を適用した場合の結論を確認する。次に、それを機械的に適用することに問題がないか、そこに追加・修正すべきルールがあるとするればそれは何かを具体的に検討する。

5.2 ITサービス契約と請負契約

ソフトウェア委託開発契約を請負契約であるとし、民法の請負に規定されている条項を適用した場合の結論を整理したものが次の表 1 である。

表 1：ソフトウェア委託開発契約の契約責任（請負契約）

情報システムのトラブル（毀損・滅失）の発生時期等	責任の所在（帰責性）			
	ベンダ （請負人/債務）	ユーザ （注文者/債権者）	当事者双方に 帰責事由なし	
仕事 完成 前	仕事完成可能	① [ベンダ] ・ 仕事完成債務存続 ・ 債務不履行責任（履行遅滞） [ユーザ] ・ 報酬債務存続	② [ベンダ] ・ 仕事完成債務存続 ・ 報酬増額請求権なし（但し、解釈上肯定の余地あり） [ユーザ] ・ 報酬債務存続 ・ 損害賠償責任	③ [ベンダ] ・ 仕事完成債務存続 ・ 報酬増額請求権なし（但し、解釈上肯定の余地あり） [ユーザ] ・ 報酬債務存続
	仕事完成不能	④債務不履行（履行不能）の問題 [ベンダ] ・ 仕事完成債務消滅 ・ 報酬請求権消滅 ・ 債務不履行責任 [ユーザ] ・ 報酬債務消滅	⑤危険負担の問題→債権者主義（民法 536 条 2 項） [ベンダ] ・ 仕事完成債務消滅 ・ 報酬請求権存続 [ユーザ] ・ 報酬債務存続 <ユーザが危険負担>	⑥危険負担の問題→債務者主義（民法 536 条 1 項） [ベンダ] ・ 仕事完成債務消滅 ・ 報酬請求権消滅 <ベンダが危険負担> [ユーザ] ・ 報酬債務は消滅

仕事 完 成 後	引渡前	<p>⑦債務不履行（履行不能）の問題 【ベンダ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引渡債務消滅 ・報酬請求権消滅 ・債務不履行責任 <p>【ユーザ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬債務消滅（契約解除後消滅） 	<p>⑧危険負担の問題 →債権者主義 （民法 536 条 2 項） 【ベンダ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引渡債務消滅 ・報酬請求権存続 <p>【ユーザ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬債務存続 <p><ユーザが危険負担></p>	<p>⑨危険負担の問題 →債務者主義 （民法 536 条 1 項） 【ベンダ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引渡債務消滅 ・報酬請求権消滅 <p><ベンダが危険負担></p> <p>【ユーザ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬債務は消滅
	引渡後	<p>瑕疵がない場合</p> <p>⑩ 【ベンダ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引渡債務消滅 <p>【ユーザ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬債務存続（但し、引渡債務と同時履行の関係にあり） 	<p>⑪請負人の担保責任の「除斥期間」内（民法 634 条） 【ベンダ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瑕疵担保責任あり 	<p>⑫請負人の担保責任の「除斥期間」経過後（民法 634 条） 【ベンダ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瑕疵担保責任なし <p>但し、債務不履行（不完全履行）責任の成否が問題となる（民法 415 条）。</p>
<p><その他></p> <p>⑬ 当該契約の「錯誤無効」の問題（民法 95 条）</p> <p>⑭ 当該契約の信義則上の問題（「付随義務違反」「説明義務違反」等、民法 1 条 2 項）</p>				

5.3 ITサービス契約の特徴

（略）

5.4 必要とされるデフォルト・ルールとは何か

（略）

以 上